

掲載内容

【改訂版】Q&A 生活保護利用者をめぐる法律相談

第1章 生活保護制度

- 1 生活保護制度とは
 - (1) 最後のセーフティネット
 - (2) 生活保護制度の根拠法令等
 - (3) 生活保護の実施機関
- 2 生活保護法の目的
 - (1) 生存権保障 (2) 自立の助長
- 3 生活保護法の基本原理
 - (1) 国家責任の原理 (法1条)
 - (2) 無差別平等の原理 (法2条)
 - (3) 最低生活保障の原理 (法3条)
 - (4) 補正性の原理 (法4条)
- 4 保護の原則
 - (1) 申請保護の原則 (法7条)
 - (2) 基準及び程度の原則 (法8条)
 - (3) 必要即応の原則 (法9条)
 - (4) 世帯単位の原則 (法10条)
- 5 保護の種類と方法
 - (1) 生活扶助 (法12条・30条・31条)
 - (2) 教育扶助 (法13条・32条)
 - (3) 住宅扶助 (法14条・33条)
 - (4) 医療扶助 (法15条・34条)
 - (5) 介護扶助 (法15条の2・34条の2)
 - (6) 出産扶助 (法16条・35条)
 - (7) 生業扶助 (法17条・36条)
 - (8) 葬祭扶助 (法18条・37条)
- 6 保護利用手続の流れ
 - (1) 申請 (2) 調査 (3) 決定
 - (4) 決定の通知方法及び期間 (5) 給付
- 7 利用者の権利・義務
 - (1) 権利 (2) 義務
- 8 費用の返還・徴収
 - (1) 費用の返還 (法63条)
 - (2) 費用の徴収 (法78条)
 - (3) 生活保護法63条と78条の適用関係
- 9 停止・廃止
 - (1) 生活保護が停止又は廃止される場合
 - (2) 保護を必要としなくなったことによる停止・廃止
 - (3) 指導・指示違反による停止・廃止
- 10 不服申立て
 - (1) 審査請求 (2) 再審査請求
- 11 訴訟
 - (1) 抗告訴訟
 - (2) 国家賠償請求訴訟

第2章 生活保護の申請

- 1 福祉事務所等の申請窓口で「生活保護の申請をしても通らない。」と言われたら
- 2 申請に弁護士を同行させることはできるか

第3章 生活保護利用者の扶養・後見

- 3 裕福な親族がいると生活保護を利用することはできないか
- 4 未成年の子に多額の財産がある場合、その世帯は生活保護を利用することはできないか
- 5 どのような事情があれば扶養照会を拒めるか
- 6 家を出て行った父を扶養するように福祉事務所から求められたら
- 7 生活保護利用者は成年後見制度を利用できるか
- 8 未成年の子だけの世帯は生活保護を利用できるか
- 9 引きこもりの子が同居している世帯は生活保護を利用できるか

第4章 夫婦関係(内縁・別居・離婚等)と生活保護

- 10 内縁関係の夫婦が生活保護を利用する場合どのように扱われるか
- 11 DV夫から避難して生活保護を利用することはできるか
- 12 離婚するために配偶者と別居する場合、離婚前に生活保護制度で転居費用が支給されるか
- 13 配偶者との離婚を前提に別居して実家で生活している場合、生活保護は利用できるか
- 14 別居中の配偶者が離婚に応じない場合、生活保護は利用できるか
- 15 夫が愛人と同棲し別居中の場合、生活保護を利用することはできるか
- 16 夫婦の一方が長期の出稼ぎや単身赴任に行っている場合、残った世帯員は生活保護を利用できるか
- 17 夫婦の一方が長期入院しているため別居している場合、生活保護を利用できるか

- 18 生活保護利用者に対して婚姻費用や養育費を請求できるか
- 19 生活保護を利用すると親権者に指定されにくくなるか
- 20 生活保護を利用している元配偶者に養育費の減額を請求できるか
- 21 協議離婚により資産の全てを財産分与した者は生活保護を利用することはできるか
- 22 生活保護利用中に離婚しても、引き続き生活保護を利用できるか
- 23 離婚後の当座の生活のために生活保護を利用できるか
- 24 離婚後も元配偶者との同居を余儀なくされている場合、別居するために生活保護を利用できるか

第5章 子どもと生活保護

- 25 婚外子を妊娠しているか、生活保護を利用することができないか
- 26 生活保護利用者に出産費用・中絶費用は支給されるか
- 27 子どもを高校に就学させる場合、教育費は支給されるか
- 28 高校生のアルバイト収入を授業料や大学進学費用に充てられるか
- 29 生活保護を利用しながら子どもを大学に通わせることは可能か
- 30 母子生活支援施設に入所していても生活保護を利用できるか
- 31 養育費の支払があった場合、生活保護費が減額されるか
- 32 生活保護を利用したら親権者を変更しなければならないか

第6章 生活保護利用中の資産保有

- 33 生活保護を利用すると生命保険は解約しなければならないか
- 34 学資保険はどのように取り扱われるのか
- 35 現金や預貯金は全て使い切らないと生活保護を利用することはできないか
- 36 万が一に備えて生活保護費を少しずつ蓄えてもよいのか
- 37 障害基礎年金を受け取ることになると生活保護はどうなるのか
- 38 インターネットでのライブ配信において「投げ銭」を受け取った場合
- 39 商品購入時のポイントの付与
- 40 持ち家があると生活保護は利用できないか
- 41 ローン完済前の住宅を所有していると生活保護は利用できないか
- 42 生活保護利用中は自動車やオートバイを持つことはできないか
- 43 生活保護利用中にパソコンを持つことはできるか。また、ペットを飼うことはどうか
- 44 生活保護を利用しているか海外旅行に行けないか

第7章 住居(賃貸住宅)と生活保護

- 45 定まった住居がない人が生活保護を利用するには
- 46 貧困ビジネスの被害に遭った場合
- 47 施設保護を利用している者が、居宅保護に移行することができるか
- 48 高額賃料を支払っている場合、生活保護を利用できないか
- 49 生活保護を利用している家主に住居の修繕を請求できるか
- 50 生活保護利用者の転居における原状回復義務はどうなっているのか
- 51 いわゆる「追い出し屋」などによる生活保護利用者に対する住居からの締め出しにはどのように対処すればよいのか
- 52 家主から明渡請求の訴訟を起こされたら
- 53 他市に転居しても生活保護を利用できるか
- 54 転居費用や敷金の支給を受けることはできるか

第8章 借金と生活保護

- 55 借金があると生活保護は利用できないか
- 56 生活保護利用者が借入れをしたら
- 57 生活保護利用者が債務整理の方法として任意整理を選択することは妥当か
- 58 債務整理によって生活保護利用者が過払金を受領した場合、どのように扱われるか
- 59 生活保護利用者の預貯金債権を差し押さえることは可能か
- 60 生活保護利用者の自己破産のための手続費用はどうすればよいのか
- 61 破産により保護費の返還債務は免責されるか
- 62 保護費からの天引きについて

第9章 交通事故と生活保護

- 63 交通事故の被害者は、生活保護を利用することができるか
- 64 生活保護法による医療扶助相当額が交通事故に基づく損害賠償額に含まれるか
- 65 生活保護を利用している人の逸失利益は
- 66 交通事故の賠償金を受け取ると生活保護はどうなるのか

第10章 生活保護利用者の死亡・相続

- 67 生活保護を利用する権利や地位は相続の対象となるか
- 68 生活保護法63条に基づく費用返還義務は相続の対象となるか
- 69 生活保護に関する訴訟の途中で原告である当事者が死亡したら訴訟はどうなるのか
- 70 相続手続をしていない不動産があると生活保護を利用できないか
- 71 家屋を遺贈された場合は売却しなければならないか
- 72 生活保護利用者が相続放棄をしてもよいのか
- 73 生活保護利用者が亡くなった場合の葬祭費用について、生活保護を利用できるか
- 74 身寄りのない生活保護利用者が死亡した場合、残された財産はどのように処理されるか

第11章 生活保護利用者の就労・自営

- 75 働ける年齢でも生活保護を利用できるか
- 76 実施機関の指導指示にはいかなる場合にも従わなければならないか
- 77 指導指示違反があれば生活保護の打切りはやむを得ないのか
- 78 辞退届の提出による生活保護の打切りは許されるか
- 79 本人や同居家族に収入がある場合、生活保護を利用できないか
- 80 自営業を継続しながら生活保護を利用できるか
- 81 解雇を争っている場合に生活保護を利用できるか

第12章 医療・介護等と生活保護

- 82 入院することになった家族の医療費を支払えない場合、生活保護を利用できるか
- 83 生活保護基準を若干上回る収入があるが、介護サービス等の利用料負担が困難な場合どうすればよいのか(境界層措置)
- 84 生活保護基準を若干上回る収入があるが、医療費の負担が困難な場合どうすればよいのか(低所得者の特例措置)
- 85 国民健康保険料を滞納していると生活保護を利用できないか
- 86 生活保護利用者が医療を受けるにはどうすればよいのか
- 87 受診する病院は自分で選べるか
- 88 通院のための交通費は支給されるか
- 89 生活保護利用者は介護サービスを利用できるか
- 90 生活保護を利用している夫婦のうち1人だけが介護施設に入所できるか
- 91 介護施設施設入所に伴い生活保護を利用することができるか

第13章 被災者と生活保護

- 92 避難所で生活保護が利用できるか
- 93 実家に一時的に避難している被災者が生活保護を利用できるか
- 94 被災地に資料や資産を残していても生活保護を利用できるか
- 95 被災者は自動車やバイクを保有したまま生活保護を利用できるか
- 96 義援金等を受領すると生活保護費が減額されるか

第14章 刑事事件と生活保護

- 97 生活保護費を盗難や災害等により失った場合、再支給されるか
- 98 生活保護利用者が逮捕・勾留された場合、生活保護は廃止されるか
- 99 生活保護の受給が犯罪に当たるのはどのような場合か

第15章 外国人と生活保護

- 100 外国人は生活保護を利用できるか
- 101 外国人が生活保護を申請する場合、どこの福祉事務所に行くか
- 102 入国して間もない外国人が生活保護を利用できるか
- 103 外国人は、審査請求や裁判を行えるか

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

改訂版

初版以降10年間の実務運用の変化や新たな裁判例に対応した最新版!

Q&A

生活保護利用者をめぐる法律相談

編集

大阪弁護士会
貧困・生活再建問題対策本部

【編集委員】 小久保哲郎 (弁護士)
鈴木節男 (弁護士)

生活保護の利用者や利用を希望する者に関する離婚や債務整理、相続などの様々な法律問題を取り上げ、受給との関係について法令・通知・裁判例を踏まえてわかりやすく解説しています。

A5判・総頁408頁
定価4,950円 (本体4,500円) 送料460円
ISBN978-4-7882-9377-9

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!

〈電子版〉定価 4,510円 (本体 4,100円)

*閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

詳細はコチラ!



0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版



38 インターネットでのライブ配信において「投げ銭」を受け取った場合

Q 生活保護を利用していますが、時間があるときにインターネットのライブ配信をしており、ときどき視聴者から「投げ銭」を受け取ることがあります。受け取った「投げ銭」は、収入として福祉事務所に報告しなければならないのでしょうか。

A 「投げ銭」が現金又は現金と同様に使用できるものであれば、保護の実施機関に対し、届出をする必要があります。

解説

1 「投げ銭」とは何か

元来、「投げ銭」とは、路上において大道芸や音楽を演奏する者などに対し、観客が投げ与える金銭をいいますが、インターネット上における「投げ銭」は、インターネット上で配信している動画、音声等の情報に対し、その視聴者がオンラインで送金することです。運営サイトによって具体的なシステムが異なりますが、配信者が受け取った「投げ銭」は、現金又は現金と同様の交換価値を持つポイントとして使用することができます。

2 収入に当たるか

「投げ銭」を現金で受け取った場合は「現金と同様に使用されていますので(問答集

40 持ち家があると生活保護は利用できないか

Q 昨年勤めていた会社をリストラされてしまいました。不況のため再就職先が見つからず、預金も底を突いてしまいました。自宅の土地・建物は私の所有ですが、これを手放さず生活保護を利用することは可能でしょうか。

A 自宅の土地・建物の処分価値が利用価値に比べて著しく大きくなければ、原則としてこれらを手放さなくとも生活保護を利用することができます。ただし、あなたが65歳以上である場合には、生活保護を利用する前に、まず各都道府県の社会福祉協議会による「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」(リバースモーゲージ)の利用を求められることがあります。

解説

1 持ち家の保有

生活保護法4条1項は、利用し得る資産を最低限度の生活の維持のために活用することを保護を利用するための要件としています。そのため、生活保護を利用するためには、持ち家についても売却して生活

として認定することを適当としないもののほかは、全て収入として認定されることとなります。

そして、その収入が、就労に伴う収入のうち「農業以外の自営(次官通知第8-3-3(1)ウ、保護手帳376頁)に当たる場合は、ネット料金、通信費等、ライブ配信のための費用は、必要経費として認定から除外してもらうことができ、必要経費を除いた金額に基づき額表が適用されます。また、「その他不安定な就労による収入」(次官通知第8-3-3(1)エ、保護手帳377頁)に当たる場合には、月額1万5,000円を超える額が収入として認定されます。

3 収入の届出

よって、「投げ銭」であっても、現金又は現金と同様に使用できるポイントを受け取った場合は、保護の実施機関に対し、速やかに届出なければなりません(生保61)。仮に、そのような届出をせず、保護費を受領した場合、いわゆる不正受給として、生活保護法78条に基づき保護費の徴収を求められる場合があります。

39 商品購入時のポイントの付与

Q 生活保護利用者です。スーパーマーケットやコンビニエンスストアで食材などを購入する場合、ポイントがもらえたり、時折、たまにポイントで買い物をすることがあります。もらったポイントは、福祉事務所に報告しなければならないのでしょうか。

A 当該店舗や企業の割引やサービスの一環として付与されるポイントについては、収入には認定されませんが、保護の実施機関に対して届出をする必要はありません。

解説

1 商品購入時に付与されるポイント

スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の販売店で商品を購入する場合、購入金額に応じてポイントが付与されることがあります。そのポイントは、その販売店のみならず、別の店舗でも現金と同様に商品の購入代金に充てることができ

あり、社会通念上収入として認定することを適当と見做されることとなります。

3 ポイントが相当額たまった場合

割引の性格を有するポイントであっても、長期にわたる結果、その保有金額が相当額に至った場合、預貯金と同様の扱い(前掲Q36参照)を要しますので注意が必要です。

62 保護費からの天引きについて

Q 私は、生活保護を利用していますが、不正受給による費用徴収請求権について、毎月の保護費からの「天引き」で返還させられています。「天引き」を止めてほしいのですが、どうすればよいのでしょうか。

A 生活保護利用者の意思に反して、費用徴収請求権に基づく徴収金を保護費から「天引き」することは許されませんが、「天引き」に不服がある旨の書面を提出して天引きの取消しを求めるとよいでしょう。

解説

(1) 生活保護法78条の2について

平成25年の法改正で新設された生活保護法78条の2(平成26年7月1日施行)は、費用徴収請求権の徴収に当たり、「被保護者が、保護金品〔中略〕の交付を受ける前に、〔中略〕当該保護金品の一部を、〔中略〕徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めるときは、〔中略〕保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる」としました。

仮に、本人の意に反する保護費からの天引きが許されるとすれば、

「被保護者の生活の維持に支障がないこと」を保護費からの徴収の前提条件としていることも、こうした公課の性質を示しているといえます。

り、強制的な天引きを認めただけではありません。厚生労働省の通知においても、「申出後に被保護者から当該申出の取消について意思表示がされた場合は、その旨を記載した書面等の提出を求めた上で、申し出の取消しを認めること。」とされているところです(「生活保護費の費用返還及び費用徴収の決定について」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知))。

したがって、天引きに不服がある場合には、その旨を記載した書面を提出して天引きの取消しを求めるとよいでしょう。

(2) 国税通則法の適用除外

費用徴収請求権について「国税徴収の例により徴収することができる」(生保78④・77の2②)とされていることからすると、納税の猶予期限(国税通則法46)との関係から原則1年(最大2年)以内に完納しなければならないかのようにも思われます。

しかし、特に返還総額が大きい場合に2年以内の完納を強いることは生活保護利用者の生存を脅かすこととなる事態が十分に想定され、極めて問題があります。公課の徴収について「国税徴収の例」による場合でも「公課の性質」に反する場合には国税徴収に適用される法規の準用は認められません(浅田久治郎『租税徴収の理論と実務』71頁(金融財政事情研究会、1970))。費用徴収請求権は、生存権を保障する生活保護法上の公課ですから、その性質上、生活保護利用者の生存を脅かす事態が十分予想される国税通則法46条の準用はされないものと解すべきです。なお、生活保護法78条の2が「被保護者が申し出ること」と「被保護者の生活の維持に支障がないこと」を保護費からの徴収の前提条件としていることも、こうした公課の性質を示しているといえます。

各位

「実務書のご案内について」

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、このたび弊社より発行の下記図書をご案内申し上げます。
つきましては、別添のカタログを参照の上、ご希望の向きは下記要領にてお申込みください。謹白

記

1. 申込方法 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込み下さい。
2. 納品方法 弊社より直接納品いたします。
3. 代金支払 代金は、ご注文品に同封の請求書により郵便局または全国の主要コンビニエンスストアおよび、料金収納端末設置店にてお支払いください。
また、請求書に記載されているバーコードからスマホ専用アプリ「PayPay」「auPAY」「d払い」「LINE Pay」「楽天ペイ」でもお支払いいただけます。
4. 問合せ先 新日本法規出版株式会社 北日本支社 札幌営業所 北日本営業一課 担当 永井秀明
〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番

コンタクトセンター 0120-089-339

FAX 011-281-4467

新日本法規出版(株) 北日本営業一課 担当 行

申 込 書

書籍コード 書籍区分	書 名	価 格 (税込)	送料	申込部数
No. 679 ※加除式 全1巻	2024年7月発行 高齢者 相談対応マニュアル 一財産管理・相続・遺言・生活支援等一 追録購読者特典 書式データダウンロードサービス・加除式電子版閲覧サービス付 ※ご注意※ 今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。 追録は年1~2回発行、価格は1号数につき約4千円程度の費用が別途必要です。なお、追録の発行回数、価格は法改正により変動しますのでご了承ください。	14,300円	730円	部
	5100332 単行本			
5100318 単行本	2024年4月発行 おひとりさま・おふたりさまの 相続・終活相談	2,200円	410円	部
5100328 単行本	2024年6月発行 法人形態・事業展開からみた 公益法人等の収益事業判断393事例	4,290円	410円	部
5100300 単行本	2023年10月発行 ケース別 地域社会の迷惑行為 困難事案対応のヒント	3,520円	410円	部

※斡旋価格は本申込書のご利用の場合に限ります。2部以上お申込の場合、送料は発行所負担といたします。

□注意事項を確認し、代金後払いにて申込みます。

□現品を見てから購入を検討します。(※発行所よりご担当者様宛にご連絡いたします。)

※加除式書籍をご購入の際は、いずれかに、☑を入れてご送信ください。

(〒 -)

年 月 日

ご住所

名 称

部署名

ご担当者

印

電 話

FAX

※ お客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど弊社の営業活動に限り使用させていただいております。情報の訂正が必要な場合、またはダイレクトメール等がご不要な場合は弊社までご連絡ください。

※ お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。

支社	社員コード						実施No.	納本	請求	入金	納区	案内	記号	請区	請時
1	0	9	7	1	0	0	2	41160							